

令和5年度第63回はびきの市民マラソン大会キッチンカー出店者募集要項

1. 目的

キッチンカー等による市民マラソン参加者及び観覧者等への飲食物販売を行うことで、当該イベントの賑わいづくりと地域の産業・経済の活性化による相乗効果を目的として、市立石川スポーツ公園において飲食物の販売を希望するキッチンカー等の出店者を募集する。

2. 募集内容

(1) 出店場所

羽曳野市立石川スポーツ公園テニスコート 3区画
1区画 3m×5m=15㎡ 区画数の詳細は別紙「出店見取図」参照

(2) 出店日時

令和5年12月10日(日)8時00分～13時30分〔出店許可時間〕 (※雨天延期の場合は翌週17日(日))

※下表は出店時間の参考としてください

マラソンスケジュール (予定)	備考
●8時40分～9時05分 選手受付	参加者は各部門、「選手受付から競技スタートまで」と「ゴール後から表彰式まで」待ち時間が発生します。
●9時15分 開会式	
〔競技スタート〕	
●9時45分 ファミリーの部	
●10時00分 ①小学生男子 ②小学生女子、一般女子4部・5部	
●10時20分 ①一般男子4部・5部、一般女子2部・3部 ②中学生女子	
●11時00分 ①一般男子1部・2部・3部、一般女子1部 ②中学生男子	
〔表彰式及び閉会式〕	
●11時05分 表彰式(小学生男子・女子)	
●12時00分 閉会式・表彰式(一般男子、一般女子、中学生男子、中学生女子)	

なお、行政財産の管理上やむを得ない事情がある場合は変更することがある。

<実施場所への入退場について>

入退場の際には事前に配付する「令和5年度第63回はびきの市民マラソン大会キッチンカー出店者証」を入場車両のフロントガラスへ掲示し入場すること。

また、出店区画及びその周辺の清掃及び片付け等を行い、原状復帰して退場すること。

(3) 販売品目

酒類を除く飲食物で、保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているもの。なお、テーブル、椅子等の使用は認めず、テイクアウト販売に限る。

(4) 出店料及び出店に係る費用

出店料は無料とし、出店に係る食器や原材料等の費用は出店者の負担とする。



(5) 受付及び準備について

出店見取図と現地の出店区画を確認の上、駐車し準備を行うこと。

[市民マラソンウェブサイト]

なお、全体のスペースが限られているので、複数車両で来場の場合は、荷物を下ろした時点で速やかに駐車場(石川スポーツ公園第2グラウンドもしくは石川スポーツ公園第3グラウンド)へ移動すること。

(6) その他

・雨天・強風等での中止の判断は当日7時00分に当市で行い、中止となった場合は市ウェブサイトへ掲載するので確認すること。

なお、当日に自主都合により出店を取りやめる場合はTEL:090-3059-5286(当日のみ)へ連絡すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者の資格

①個人事業主の場合にあつては、羽曳野市内に実店舗を持つ者、又は、キッチンカー等を用いて販売を行う羽曳野市在住の者であること。法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地が羽曳野市内であること。ただし、販売メニューに本市産の食材(加工したものを含む)を使用したものを1品以上提供し、出店中もそのことを明示する場合は、上記の居住地及び所在地の要件は問わないものとする。

- ②調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること。
- ③生産物賠償責任保険（P L保険）等に加入していること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等）に該当しないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがないこと。
- ⑥税を滞納していないこと。又は、所定の納税猶予を受けていること。

(2) 出店上の留意事項

- ①施設内の電気設備、水道設備、排水設備の使用は原則として認めない。発電機等は出店者にて用意すること。
- ②火器又は発電機を使用する場合は、消火器等を必ず備えること。また、安全対策を万全にし、事故防止に努めることとし、必要な措置を講じること。
- ③施設の利用者及び近隣住民等の迷惑にならないよう努めること。また、音響設備の使用は認めない。
- ④車両の移動及び配置に際しては、歩行者及び他の車両等との事故がないよう万全の注意を払うこと。
- ⑤感染症及び食中毒等が発生しないよう対策を取ること。
- ⑥閉店後は、清掃、片付けを行うこと。自分の店舗で出たごみを回収するためのゴミ箱を設置し、発生したごみはすべて持ち帰ること。
- ⑦荒天等により出店をとりやめる場合などは、事前に市に連絡すること。
- ⑧出店による事故、苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
- ⑨行政執行上の理由により、出店場所の使用ができなくなった場合、販売中止の指示に従うこと。
- ⑩出店に伴い発生した市及び第三者への損害について、一切の責任を負うこと。
- ⑪本事業について、市がアンケートその他の照会をする場合や、所轄の消防署による点検が実施される場合は、これに応じること。
- ⑫本要項に規定する応募資格等のほか、地方自治法、羽曳野市行政財産使用料条例、羽曳野市立石川スポーツ公園条例等の関係法令に違反した場合、出店許可を取り消す。

4. 応募方法

(1) 応募期間

令和5年11月14日（火）～令和5年11月21日（火）
※郵送の場合、11月21日の17時までに必着のこと

(2) 応募書類

- ①出店申込書
- ②誓約書兼同意書
- ③調理営業に必要な許可書等の写し（保健所からの営業許可書の写し等）。レンタルの車両を使用して出店する場合は、原則として当該車両の借り受け期間中は申請者に名義を変更するとともに、当該車両に係る営業許可証の写し、当該レンタル契約及び名義変更に係る書面の写しを提出すること。
- ④販売に使用するキッチンカー等の写真（ナンバープレートが確認できるもの）
- ⑤出店時のメニュー、価格、及び料理写真のデータ
※出店決定後、市民体育祭の周知活動の中で使用する場合あり。後日提出可。

(3) 提出方法

〔窓口・郵送〕羽曳野市教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課
〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1（別館3階）
電話 072-947-3901（直通）
窓口は9:00～17:30（土、日、祝日を除く）の間

〔電子メール〕 sports-shinkou@city.habikino.lg.jp



〔キッチンカー等出店募集ウェブサイト〕

※締切日に必要書類が揃っていない場合は申込不可とします。
応募書類は、市ウェブサイト（キッチンカー等出店募集）からダウンロード可能。

(4) 募集区画数を上回る応募があった場合の取り扱い

出店場所の区画数を上回る応募があった場合は抽選により出店者を決定する。

◇抽選日時及び場所 令和5年11月28日（火）10時00分～ 羽曳野市役所別館3階委員会室
※応募者の参加がない場合は、スポーツ振興課において代理抽選を行う。